入札説明書

【総合評価落札方式】

独立行政法人国際協力機構　横浜国際センター
施設管理・運営業務

平成 25 年 10 月 30 日

独立行政法人国際協力機構
横浜国際センター

第１　入札内容

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書及び実施要項によるものとします。

1. 担当窓口

〒231-0001　神奈川県横浜市中区新港 2-3-1　横浜国際センター1 階受付
電話:　045-663-3252
電子メール:　jicayic@jica.go.jp
受付時間：　土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（午後 0 時 30 分から 1 時 15 分の間を除く）

2. 入札説明会及び現場説明会

（1）　予定日時：平成 25 年 11 月 8 日（金）午前 10 時
（2）　場所：上記 1 に同じ
（3）　申込：参加希望者は、平成 25 年 11 月 5（火）午前 12 時までに電子メールにて社名及び氏名（1 社当たり 4 名を上限とします）を任意の書式で申込願います。参加希望者数により、日時を変更する場合があります（その場合、申込の送信元アドレスに対して、電子メールにてご連絡します）。また、申込がない場合は、参加できないことがありますので、あらかじめご承知置き下さい。

3. 競争参加資格の確認手続

（1）本競争の参加希望者は、実施要項に記載の競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

① 全省庁統一資格保有者である者

ア．提出期限：平成 25 年 12 月 4 日（水）午後 5 時
イ．提出書類：競争参加資格確認申請書（様式集参照）、全省庁統一資格審査結果通知書（写）、返信用封筒（80 円切手貼付
ウ．提出場所：上記 1 に同じ
エ．提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は上記ア．提出期間内に到着するものに限る）

②全省庁統一資格保有者でない者

ア．提出期間：上記①のア．に同じ
イ．提出書類：競争参加資格確認申請書（様式集参照）、返信用封筒（80 円切

手貼付）

その他提出書類については、以下のサイトに記載されています。

国際協力機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）
→「調達情報」
→「競争参加資格審査」
（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）

ウ．提出場所：上記１に同じ

エ．提出方法：上記①のエ．に同じ

オ．その他：別案件において既に事前資格審査を申請し、当機構からの審査結果の通知を受けた者については、その審査結果の通知内容に変更がない限り、審査結果は有効となります。この場合においては、前回当機構より通知した審査結果の通知文書の写しをご提出いただくことで、申請手続きに必要な「その他提出書類」は省略できます。

（2）競争参加資格の確認の結果は平成 25 年 12 月 9 日（月）付までの文書をもって郵送にて通知します。平成 25 年 12 月 11 日（水）午前 12 時までに結果が通知されない場合は、上記１にお問い合わせください。

（3）その他

ア．申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ．所定の料金（80 円）の切手を貼った長 3 号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。

ウ．提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

エ．一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。

4.競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア．提出期限：平成 25 年 12 月 12 日（木）午後 5 時

イ．提出場所：上記１に同じ

ウ．提出方法：提出場所へ持参（郵送の場合は、提出期限内に届いたものについてのみ受理）することにより行うものとし、電子メールのみによるものは受け付けません。

（2）当機構は、説明を求めた者に対し、平成 25 年 12 月 16 日（月）付までの文書をもって回答します。

5. 入札説明書及び実施要項に対する質問

（1）仕様書の内容等、札説明書及び実施要項に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式集参照）により提出してください。

ア．提出期限：平成 25 年 11 月 15 日（金）午後 5 時

イ．提出場所：上記 1 に同じ

ウ．提出方法：電子データ（エクセル形式）

（2）（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア．平成 25 年 11 月 22 日（金）までに以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）

→「調達情報」

→「公告・公示情報／選定結果」

→「国内向け物品・役務等　公示／選定結果」

→「公示案件に係る質問回答」

（http://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2012.html）

イ．回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

6. 辞退書の提出

（1）競争参加資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、次に従い辞退書（様式集参照）を提出してください。

ア．提出期限：平成 25 年 12 月 18 日（水）午後 5 時

イ．提出場所：上記 1 に同じ

ウ．提出方法：提出場所へ持参（郵送の場合は、提出期限内に届いたものについてのみ受理）することにより行うものとし、電子メールのみによるものは受け付けません。

（2）（1）の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

7. 企画書、再委託に関する事項及び暴力団排除手続きに関する事項の提出

（1）提出期限：平成 25 年 12 月 18 日（水）午後 5 時

（2）提出場所：上記 1 に同じ

（3）提出書類：

ア．企画書、再委託に関する事項及び暴力団排除手続きに関する事項

提出部数：正 1 部、写 1 部

（コピー作成時の便宜のため、写 1 部は紐綴じとして下さい）

様式については実施要項に記載のものを使用して下さい。また、再委託に

関する事項について、提出時に再委託先が定まっていない場合は、再委託する業務内容を記載して下さい。

イ. 競争参加資格確認通知書（写）

上記 3 において当機構から送付された通知の写しを提出してください。

ウ. 返信用封筒（80 円切手貼付）

（4）提出方法：提出場所へ持参（郵送の場合は、提出期限内に届いたものについてのみ受理）することにより行うものとし、電子メールのみによるものは受け付けません。

（5）その他

ア. 開札日の前日までの間において、当機構から企画書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までに応じていただきます。

イ. 企画書等の作成、提出に係る費用について、機構は報酬を支払いません。

8. プレゼンテーション

上記 7 の書類を全て提出した社に対し、日時を連絡します。提出者数により、日時を変更することがあります。

(1) 予定日時：平成 25 年 12 月 25 日（水）

(2) 場所：上記 1 に同じ

(3) ＰＣ（パソコン）、プロジェクター使用の可否：可

(4) 実施要領：

ア. プレゼンテーションは非公開（選定関係者のみ入室）で行います。プレゼンテーション（説明）の時間は 15 分を上限（終了一分前にお知らせします）とします。プレゼンテーション終了後、質疑応答を行います。回答時間は 10 分を上限とします（質問時間はカウントに含めません）。

イ. 説明資料配布の可否：可

ウ. パソコン（ＰＣ）使用の可否：可

会場にプロジェクター、スクリーンを用意します。ＰＣはご持参ください。

エ. 会場のインターネット回線はご使用できません。

9. 企画書審査

（1）当機構において審査し、企画書を提出した全社に対し、結果を平成 26 年 1 月 7 日（火）付までの文書をもって通知します。平成 26 年 1 月 9 日（木）午前 12 時までに結果が通知されない場合は、上記 1 にお問い合わせください。

（2）不合格の通知を受けた者は、当機構に対して不合格となった理由について、以下のとおり書面により説明を求めることができます。

ア. 提出期限：平成 26 年 1 月 10 日（金）午後 5 時まで

イ．提出場所：上記１に同じ

ウ．提出方法：提出場所へ持参（郵送の場合は、提出期限内に届いたものについてのみ受理）することにより行うものとし、電子メールのみによるものは受け付けません。

(3) 説明を求めた者に対し、平成 26 年 1 月 15 日（水）付までの文書をもって回答します。

(4) 入札会には、企画書審査に合格した者のみ参加できます。

10. 入札会

(1) 日時：平成 26 年 1 月 17 日（金）午前 10 時

(2) 場所：上記 1 に同じ

(3) 入札会会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の 5 分前となります。1 階受付前にて待機いただき、時刻になりましたらご案内します。

(4) 必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類をご準備ください。

ア．競争参加資格確認通知書（写）1 通

イ．企画書審査結果通知書（写）１通

ウ．委任状　1 通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）

エ．入札書　3 通（最大入札回数 3 回、様式集参照。）

(5)本業務に要する一切の経費の108分の100に相当する金額を記載することとします。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5（消費税等）に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札価格とします。

(7) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

ア．代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印

イ．代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、代表者および受任者それぞれの氏名及びその者の印

(8) 入札に参加できる者は各社１名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

(9) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(10) 入札保証金は免除します。

11. 入札の無効

(1) 上記 3 に掲げる競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札または本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、その入札者は失格となります。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととします。

(2) 当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、措置要領に基づく指名停止措置を受けている等、上記 3 に掲げる資格のない者は、

競争参加資格がない者として取り扱います。

(3) 入札執行開始時刻に、間に合わなかった者は失格とします。

(4) 次に掲げる入札書は無効となり、その入札者は失格となります。

ア. 入札書に入札者の記名、捺印が欠けているとき。

イ. 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないとき。

ウ. 誤字、脱字、汚染等により、判読ができないとき。

エ. 入札件名が違っているとき。

オ. 日付が違っているとき。(入札書の日付は、入札執行日としてください。)

カ. 宛先契約担当役名が違っているとき。

キ. 条件が付されているとき。

ク. 再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

ケ. 競争参加資格のない者が行った入札。

コ. 他者の競争参加を妨害した者の入札。

サ. 入札執行者等の職務執行を妨げた者の入札。

シ. その他、談合等不正行為をなした者の入札。

12. 入札会手順

(1) 入札会の手順

①入札案件名の確認:

・各出席者は競争参加資格確認通知書(写)及び企画書審査結果通知書(写)を提出し、入札事務担当者が入札案件名等を確認します。

②入札会出席者氏名の確認:

・入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。

③委任状の受理(代表権を有する者が出席の場合は不要):

・各出席者は、様式集の書式による委任状を提出します。

④入札会出席者氏名、委任状の内容確認:

・入札事務担当者が、上記②、③の書類の記載内容を確認します。

⑤技術点の発表

・入札執行者が、技術点を高い点数から順番に読み上げます。

⑥開札及び入札書の内容確認:

・入札事務担当者が、入札書の記載内容を確認します。

⑦入札金額の発表:

・入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

⑧予定価格の開封及び入札書との照合

・入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

⑨落札者の発表

・ 予定価格の範囲内の入札金額に対する価格点および総合評価点を算出し、入札執行者が、点の高い順番から読み上げ、「落札」を発表します。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函してくだ

さい。

金			辞				退			円

13. 見積書の提出、契約書作成

（1）落札者は、速やかに見積書を提出するものとします。

（2）落札者は、参考資料 13「契約書（案）」を基本として、速やかに契約書案を作成し、提出するものとします。

14. 情報の公開

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表しますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いいたします。

（１）公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

① 工事又は製造の請負の場合、250 万円

② 財産の買入れの場合、160 万円

③ 物件の借入れの場合、80 万円

④ 上記以外の場合、100 万円

ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

（２）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする）

（３）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構

課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近 3 ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ３分の１以上２分の１未満
- ２分の１以上３分の２未満
- ３分の２以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

（４）公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72 日以内。ただし、4 月締結の契約については 93 日以内）に掲載することが義務付けられている。

（５）情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

15. その他

(1)　手続きにおいて使用する書類は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

(2)　入札結果については、入札参加社名、入札金額を、質問については、質問社名、質問内容、機構からの回答内容を国際協力機構ホームページ上で公表します。

(3)　機構が本件のために貸与・提供した情報（資料、口頭によるものを含む）は、本件の企画書及び見積書を作成するためにのみ使用できるものとし、他の目的での使用はできないものとします。

(4)　企画書等は返却しません。なお、落札者以外の企画書等にて提案された計画、手法について、機構が、作成者に無断で使用することはありません。

(5)　企画書等に虚偽の記載をした場合には、機構は、提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行なうことがあります。

(6)　一旦提出された企画書等は、差し替え、変更又は取り消しはできません。

(7)　個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に従い、適切に管理し取り扱います。

以上

第２　総合評価落札方式

本件は総合評価落札方式（加算方式）により落札者を決定します。本方式の入札手続きのフローは、次頁の図を参照してください。

図　総合評価落札方式による入札の手続きフロー（入札公告以降）

留意事項：

（1）価格点および総合評価点の算出および発表は、落札者の決定に必要ある場合に限ります。

（2）価格点および総合評価点は、小数点以下第２位の四捨五入により、小数点以下第１位まで算出します。

以上

第 3　様式

1.企画書及び再委託に関する事項

実施要項に掲載の様式 1 から様式 9 を使用して下さい。

2.その他

次の場所よりダウンロードして下さい。

国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html）

(1) 競争参加資格確認申請書
(2) 共同企業体結成届
(3) 同意書
(4) 質問書
(5) 委任状
(6) 入札書
(7) 辞退書

本件については、ダウンロードした様式の、次の項目を変更してから使用してください。

・契約担当役（宛先）:
　　独立行政法人国際協力機構
　　横浜国際センター
　　契約担当役
　　所長　北中　真人
・国契番号：
　　不要

以上

第 4　参考資料及び閲覧資料

1. 参考資料

以下の期限内に、以下の場所で配布します。

ア　期限：平成 25 年 12 月 18 日（水）午後 5 時

イ　場所：上記 2 に同じ

1	預かり鍵リスト
2	物品管理簿
3	防犯カメラ設置箇所
4	長期修繕計画
5	建設時LAN配線図面
6	1階執務室LAN配線図面
7	各室LAN配線図面
8	デジタル変調器更改工事報告書
9	気象庁地震速報高度利用受信ソフト
10	厨房設備
11	車両運行日誌
12	平成23-25年度建物管理業務仕様書
13	業務委託契約書案

2. 閲覧資料

以下の期限内に、以下の場所で、先着順にて閲覧に供します。外部への持出は禁止とし、複写機はセンター内のものを有料にて使用可とします。

ウ　期限：平成 25 年 12 月 18 日（水）午後 5 時

エ　場所：上記 2 に同じ

	ファイル名	備考
1	横浜国際センター(仮称)建築(機械設備)工事 取扱説明書　機器試験成績書(衛生設備)	
2	横浜国際センター(仮称)建築(機械設備)工事 完成図(衛生設備)	
3	横浜国際センター(仮称)建築(機械設備)工事 取扱説明書　機器試験成績書(空調設備)	
4	横浜国際センター(仮称)建築(機械設備)工事 完成図(空調設備)	
5	横浜国際センター(仮称)建築(機械設備)工事 完成図　取扱説明書(厨房機器)	
6	横浜国際センター(仮称)建築(機械設備)工事 完成図　取扱説明書　試験成績書(コージェネレーションシステム)	
7	横浜国際センター(仮称)建築(機械設備)工事 完成図(自動制御設備)	

8	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 電気設備機器取扱説明書　１	受変電設備 蓄電池設備 非常用発電機設備 太陽光発電設備 証明制御設備 調光設備
9	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 電気設備機器取扱説明書　２	電話設備 放送設備 ITV 設備 身障者呼出・ｲﾝﾀｰﾎﾝ設備 TV 共聴設備 ｾｷｭﾘﾃｨｰ設備
10	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 電気設備機器取扱説明書　３	AV 設備
11	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 電気設備機器取扱説明書　４	同時通訳設備 催物案内表示設備 自動火災通報設備 車路管制設備
12	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 電気設備機器完成図　１	高圧交流ｶﾞｽ開閉器 UGS 受変電設備 変圧器 蓄電池設備 非常用発電機設備 太陽光発電設備
13	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 電気設備機器完成図　２	動力盤 電灯盤 端子盤類
14	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 電気設備機器完成図　３	照明器具(東芝・ﾔﾏｷﾞﾜ・ﾀﾞｲｺｳ・松下) 照明制御設備 調光設備 配線器具類
15	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 電気設備機器完成図　４	電話設備 情報設備 放送設備 ITV 設備 身障者呼出・ｲﾝﾀｰﾎﾝ設備 TV 共聴設備 ｾｷｭﾘﾃｨｰ設備
16	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 電気設備機器完成図　５	AV 設備
17	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 電気設備機器完成図　６	同時通訳設備 催物案内表示設備 自動火災通報設備 車路管制設備 避雷針設備

18	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 電気設備試験成績書 ①	UGS 受変電設備 蓄電池設備 非常用発電機設備 幹線・動力設備 電灯・ｺﾝｾﾝﾄ設備 証明・非常照明設備 証制御設備 接地・避雷針設備
19	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 電気設備試験成績書 ②	電話情報設備 テレビ共聴・呼出表示設備 ITV 設備 ｲﾝﾀｰﾎﾝ設備 同時通訳設備 自動火災設備 太陽光設備
20	横浜国際センター(仮称)建築工事 竣工図	
21	横浜国際センター(仮称)建築（機械設備）工事 展示工事（機械設備） 竣工図	
22	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 竣工図 (1/2)	
23	横浜国際センター(仮称)建築(電気設備)工事 竣工図 (2/2)	
24	完成図 国際センター建設（機械設備）工事	
25	国際協力事業団横浜国際センター（仮称） 建築（電気設備）工事 竣工図（1/2）	
26	国際協力事業団横浜国際センター（仮称） 建築（電気設備）工事 竣工図（2/2）	
27	横浜国際センター（仮称）建築（機械設備）工事 官庁関係書類 1 （消防用設備等設置届書）	
28	横浜国際センター（仮称）建築（機械設備）工事 官庁関係書類 2 （消防用設備等設置届書）	
29	横浜国際センター（仮称）建築（機械設備）工事 官庁関係書類 3 （神奈川県 横浜市 関連）	
30	横浜国際センター（仮称）建築（機械設備）工事 官庁関係書類 4 消防設置着工届出書	

以上